

# 鹿島市環境衛生推進協議会スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安心・安全を図るため、スズメ蜂の巣の駆除に要した経費の一部を鹿島市環境衛生推進協議会（以下、協議会という。）が予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチとは、別表に定める膜翅目スズメバチ亜科のスズメバチ類（3属17種）をいう。
- (2) 登録駆除業者 第12条第2項の規定によりスズメバチの巣駆除の登録を受けた駆除業者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、協議会とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることが出来る者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 鹿島市内においてスズメバチが営巣した土地又は建物の所有者、管理者。ただし、事業者を除く。
- (2) 自治会又はこれに類すると会長が認める団体
- (3) 管理者不明等の土地又は建物に営巣したスズメバチの巣付近に居住する個人

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は、前条各号に掲げるものが登録駆除業者に委託して行ったスズメバチの営巣の駆除に要する経費とする。ただし、個人での薬剤材料費等は、補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は駆除に要した経費の3分の1の額とする。ただし、100円未満は切り捨て一件あたり5千円を上限とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿島市環境衛生推進協議会協議会スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に申請するものとする。

- (1) 駆除した蜂巣の種類がスズメバチと記入された領収書の写し
- (2) 駆除を実施した場所の位置図
- (3) 駆除前及び駆除後の写真各1枚（スズメバチの営巣が確認できるものに限る。）
- (4) 市税の滞納のない証明書

2 申請は1人につき同一年度内に1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第8条 会長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、必要な条件を付して鹿島市環境衛生推進協議会協議会スズメバチの巣駆除費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、鹿島市環境衛生推進協議会スズメバチの巣駆除費補助金交付請求書（様式第3号）を会長に提出することにより、補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付）

第10条 会長は、前条の規定による請求書が、補助金の交付決定の内容等に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 会長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める者に対して、その全額又は一部を返還させることができる。

（駆除業者の登録）

第12条 協議会の登録を受けようとする駆除業者は、鹿島市環境衛生推進協議会スズメバチの巣駆除業者登録申請書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、登録を受けなければならない。

(1) 代表者身分証明書（法人にあつては、登記事項証明書）の写し

(2) 所在地の市町村税の滞納のない証明書

(3) その他会長が必要と認める書類

2 前項の登録申請書が提出されたときは、会長は、書類等を審査し、適正であると認めた場合は、鹿島市環境衛生推進協議会スズメバチの巣駆除業者登録証（様式第6号）を交付するものとする。登録の有効期間は、3年以内とし、更新することができるものとする。

3 前項の有効期間は登録がされた日（登録が更新された日を含む。）を始期とし、平成30年を初年とする同年以後の3年ごとの各年の3月31日を終期とする。

4 協議会の登録を受けようとする駆除業者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 会長は、登録駆除業者が第1項本文誓約書の誓約事項に違反した場合は、登録駆除業者の登録を取り消すことができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

スズメバチ属	クロスズメバチ属	ホオナガスズメバチ属
オオ スズメバチ	クロ スズメバチ	キオビ ホオナガスズメバチ
キイロ //	シダクロ //	シロオビ //
コガタ //	ツヤクロ //	ニッポン //
モン //	キオブクロ //	ヤドリ //
ヒメ //	ヤドリ //	
チャイロ //		
ツマグロ //		
ツマアカ //		